

議案第 1 5 5 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成 2 7 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 川崎市人権施策推進協議会の項を次のように改める。

川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5 人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2 年
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-------	---------------------------	-----

別表第 1 川崎市多摩川プラン推進会議の項の次に次の 1 項を加える。

川崎市等々力緑地再編	等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々	1 0 人以	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の	2 年
------------	--------------------------	--------	------------------------	-----

整備計画推進委員会	力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	内	役職員 (3) 市民	
-----------	-----------------------------------	---	---------------	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1川崎市多摩川プラン推進会議の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

多文化共生社会推進協議会及び等々力緑地再編整備計画推進委員会を設置し、並びに人権施策推進協議会を廃止するため、この条例を制定するものである。